

高等学校等就学支援金

紙申請方法(課税証明書等)について

◆ 就学支援金制度の申請方法

- ◇ 次の書類を学校事務室までご提出ください。
 - 1 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式第1号・その2)
 - 2 令和4年度の課税証明書等(次のア～ウに掲げる**いずれか**の書類)
保護者全員(父母がいる場合は、2人分)の書類が必要です。
 - ア 令和4年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
 - イ 令和4年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー
 - ウ 生活保護受給証明書の原本(令和4年(2022年)1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの)
 - 3 保証書

上記の提出書類のうち「**2 イ 課税(非課税)証明書**」については、お住いの市区町村の税担当部署で発行を受けることができます(有料)。ただし、課税所得額(課税標準額)及び市町村民税調整控除の額が記載されていない場合、これに加え、補足の証明書も必要となりますので、発行を受ける際は、**別添の「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)の発行について」を市区町村の窓口に掲示してください。**

提出期限：令和5年3月14日(火)

◆ 今後の手続き

- ◇ 就学支援金の対象となった方もならなかった方も、**毎年7月に課税証明書等をご用意**いただき、別途お知らせする提出期限までに、学校に申請をしていただく必要があります。
- ◇ 提出期限までに提出がなかった場合は、就学支援金の対象であっても、受給することができない場合があります。

【参考：個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出すると・・・】

- 個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方は、ご家庭の事情が変わらない限り、**卒業まで原則申請手続きは不要**となります。
- 県教育委員会が個人番号(マイナンバー)を使って税額の確認を行い、対象であるかどうかを審査するので、**課税証明書等をご用意いただく手間がなくなります。**

◆ 次の場合は事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
別途、手続きが必要となります。

問合せ先 神奈川県立鶴見高等学校 事務室 電話 045-581-4692